令和4年度 第1回葛飾区特別支援教育推進委員会 次第

1 開会

2 委員紹介 資料1

3 議題

(1) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会について 資料2

(2) 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況 資料3

(3)特別支援学級の現状について 資料4

(4)特別支援教室の入室者数について 資料5

(5)特別支援教育に関する研修について 資料 6

(6) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会 及び年間予定について 資料7

- 4 その他
- 5 閉会

【資料】

- 資料1 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会名簿
- 資料 2 葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱
- 資料3-1 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況
 - 3-2 医療的ケアの実施手続き等について
 - 3-3 副籍交流一覧表
- 資料4 特別支援学級の現状について
- 資料 5 小·中学校特別支援教室入室者数
- 資料 6 特別支援教育に関する研修
- 資料7 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会検討部会等

令和4年度 葛飾区特別支援教育推進委員会 名簿

	所属	職位	氏名
委員長	葛飾区教育委員会事務局	学校教育担当部長	菅谷 幸弘
副委員長	聖徳大学	教授	河村 久
委員	都立よつぎ療育園	園長	玉木 久光
委員	のぞみ学園かめあり	園長	早川 薫
委員	私立幼稚園連合会	東江幼稚園長	浅井 正信
委員	私立保育園連盟	認定こども園すなはら園長	高橋 広美
委員	私立保育園経営者協議会	奥戸保育園長	高橋 龍晟
委員	私立学童保育クラブ連盟	葛飾福祉館理事長	大高 幹
委員	葛飾区立小学校長会	北野小学校長	景山 与賜也
委員	葛飾区立中学校長会	綾瀬中学校長	高澤 功
委員	都立葛飾ろう学校	校長	小林 俊也
委員	都立葛飾盲学校	校長	水野 博子
委員	都立水元小合学園	校長	米谷 一雄
委員	都立水元特別支援学校	校長	村上 卓郎
委員	都立葛飾特別支援学校	校長	村山 大介
委員	葛飾区福祉部障害者施設課	課長	山岸 健司
委員	葛飾区子育て支援部子育て支援課	課長	橋本 幸夫
委員	葛飾区子育て支援部保育課	課長	中安祥之
委員	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課	課長	横山 雄司
委員	葛飾区子育て支援部子ども応援課	課長	川上 義幸
委員	葛飾区教育委員会事務局学務課	課長	羽田 顕
委員	葛飾区教育委員会事務局指導室	室長	谷合 みやこ

事務局	葛飾区教育委員会事務局学校教育支援担当課	課長	大川 千章
事務局	葛飾区教育委員会事務局指導室特別支援教育係	係長	仲 はる子

葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱

平成19年9月14日 19葛教指第959号 教 育 長 決 裁

(目的)

第1条 葛飾区における特別支援教育にかかる取組事項の検証及び推進に向けた検討を行うため、葛飾区特別支援教育推進委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について検討する。
 - (1) 特別支援教育の取組事項の検証に関すること。
 - (2) 特別支援教育の推進に関すること。
 - (3) その他必要な事項

(構成)

- 第3条 委員会は、教育委員会教育長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員長は、学校教育担当部長の職にある者をもってあてる。
- 3 副委員長は、学識経験者をもってあてる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会を招集する場合は、議事の内容、日時、場所その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、 意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者からの資料の提出を求めること ができる。

(検討部会)

第5条 委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題を検討するため、必要に

応じて委員会に検討部会をおくことができる。

- 2 検討部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 検討部会長は、部会員の中から委員長が指名した者とする。
- 4 検討部会は、検討部会長が招集し、主催する。
- 5 検討部会長は、検討部会の経過又は結果を委員会に報告する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会事務局指導室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成19年9月14日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成20年4月4日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成23年8月5日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成25年6月25日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成28年5月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和2年8月28日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和4年5月16日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

別表 (第3条関係)

教育委員会事務局学校教育担当部長の職にある者

学識経験者 1人

医療機関関係者 1人

療育機関関係者 1人

葛飾区私立幼稚園連合会代表 1人

葛飾区私立保育園連盟代表 1人

葛飾区私立保育園経営者協議会代表 1人

葛飾区私立学童保育クラブ連盟代表 1人

葛飾区立小学校校長会代表 1人

葛飾区立中学校長会代表 1人

都立葛飾ろう学校長

都立葛飾盲学校長

都立水元小合学園校長

都立水元特別支援学校長

都立葛飾特別支援学校長

福祉部障害者施設課長の職にある者

子育て支援部子育て支援課長の職にある者

子育て支援部保育課長の職にある者

子育て支援部子ども家庭支援課長の職にある者

子育て支援部子ども応援課長の職にある者

教育委員会事務局学務課長の職にある者

教育委員会事務局指導室長の職にある者

令和3年度 葛飾区特別支援教育事業の取組状況

1 就学相談について

(1) 就学相談受付件数(各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	416	390	394
増減率	1. 16	0. 93	1.01

(2) 令和3年度就学相談内訳(年度末時点)





(3) 引き継ぎ会申込み件数 (各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	384	462	429
増減率	0.99	1. 20	0.92

2 特別支援教室について

(1) 小学校入室者数(各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	952	960	1,046
増減率	1. 24	1.00	1.08

(2) 中学校入室者数(各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	210	222	228
増減率	1.38	1.05	1.02

(3) 特別支援心理コーディネーターによる小中学校連携サポート(各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	150	143	184
増減率	1. 29	0. 95	1. 28

- (4)「葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン」の改訂
 - ・東京都教育委員会発行の「特別支援教室の運営ガイドライン」の内容を踏まえ て改訂

3 保田しおさい学校の在籍数 (各年度 4 月 1 日時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学3年生	5人	2 人	1人	0人
小学4年生	1人	1人	5 人	1人
小学5年生	5 人	5 人	2 人	5 人
小学6年生	3 人	3 人	8人	3 人
合計	14 人	11 人	16 人	9人

4 知能検査、アイリスシート(学齢期版支援シート)実績

(1) 知能検査実施数(各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施数	608	559	569
増減率	1.02	0.91	1.01

(2) アイリスシート学齢期版支援シート交付数 (各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付数	49	49	56
増減率	0. 68	1.00	1. 14

5 専門家チーム派遣、支援会議実績

(1) 専門家チーム派遣数(各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
派遣数	164(5)	268 (5)	321 (7)
増減率	0. 56 (0. 16)	1. 63(1.00)	1. 19(1. 4)

※()は特別支援学校コーディネーター内数

(2) 支援会議実施数 (ケース会議含む) (各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施数	90	102	76
増減率	0.67	1. 13	0.74

6 多層指導モデル(デジタル版 MIM)の実施

令和4年度から、すべての小学校の特別支援教室でタブレット端末を活用して実施

7 ペアレントトレーニング(試行)の実施

- ・発達障害の可能性のあるお子さんとの関わり方に困っている保護者向け講座
- ・令和4年度は、9月~12月に合計6回の講座を定員6名で試行実施

8 特別支援学級連合行事について

- 6月 小学校連合運動会、中学校連合体育祭
- 7月 小学校宿泊学習(日光)
- 9月 中学校宿泊学習(日光)
- 11月 小・中学校連合展覧会

9 医療的ケアについて

(1) 葛飾区立学校での在籍数 (各年度4月1日時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	0人	0人	0人	1人(※)
小学校	1人	2 人	3 人	3人(※)
中学校	0人	0人	0人	0人
合計	1人	2 人	3 人	4 人

※医療的ケアの内訳 幼稚園:導尿1人

小学校: 導尿1人、気管切開によるたんの吸引2人

(2) 医療的ケア実施者 学校看護師 (会計年度任用職員)

学校では、お子様が保護者から医療的ケアを受けるときのように、安心して看護師、教員、学校介護職員に任せることができる関係づくりを大切にしています。保護者には、医療的ケアが実施されるまでの間の付添いを、お願いしています。御理解、細協力をお願いいたします。

入学後、保護者が実際に医療的ケアを実施している様子を拝 見させていただき、お子様の発するサインや体調による様子の 変化への対応を教えていただきます。

指導医検診では、保護者立会いの下、主治医からの指示響に 示された医療的ケアの内容を、実施して確認します。

医療的ケアを学校で実施できるようになってからも、お子様 の健康状態や活動内容によって、お迎えや付添いをお願いする ことがあります。医師が不在の学校においても、安全かつ適切 に医療的ケアが実施できるよう、御協力をお願いいたします。

医療的ケアに属する G and A

- Q1 学校では、どんな医療的ケアを受けてもらえるのですか?
- A1 東京都教育委員会では、医療的ケアを必要とする児 量・生徒が在籍する都立特別支援学校に着護師を配置 し、以下の10項目の医療的ケアを実施できるものと しています(平成29年3月現在)。
 - (1) 吸引
 - (2) 経管栄養
 - (3) 導尿
 - (4) エアウエイの管理
 - (5) 定時の薬液の吸入
 - (6) 気管切開部の衛生管理
 - (7) 買ろう・腸ろう部の衛生管理
 - (8) 酸素管理及び呼吸補助装置の管理
 - (9) 人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等
 - (10) 血糖値測定とその後の処置

上記の中から、学校で安全に実施できる医療的ケアの 内容を、主治医からの指示書及び指導医の助言に基づい て実施します。中には他の児童・生徒と同様の実施内容 であっても、個別性が高いため、一律に判断することが 適切でない場合があります。個別の医療的ケアの実施の 可否については、学校に御相談ください。

Q2 医療的ケアを実施するのは誰ですか?

- A 2 都立特別支援学校に配置された看護師が行います。また、都立肢体不自由特別支援学校では、特定行為の研修を受けた教員や学校介護職員が、一定の条件下で実施することができます。
- ※ 特定行為の内容:「口腔内の喀痰吸引」「鼻腔内の喀痰吸引」「鼻腔内の喀痰吸引」「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」「経鼻経管栄養」の5行為のこと。
- Q3 経管栄養では、何を注入できますか?
- A3 滴下での注入を基本として、半固形化栄養剤のシリン シ注入も実施しています。注入物は、品質が保証され、 指示書に品名を明記することができる市販又は処方されたものが対象です。注入に時間が掛かる場合など、 対応の可否については、学校に御相談ください。
- Q4 校外学習や宿泊行事では、医療的ケアは実施して もらえないのでしょうか?
- A 4 遠足や社会見学などの校外学習における医療的ケアは、校内での実施に比べリスクが大きいので、慎重に判断します。医療的ケアの内容やお子さんの状況、学校の医療的ケアの体制により、保護者に引率を依頼する場合があります。

〇都立特別支援学校への入学等の御相談

東京都特別支援教育推進室に御連絡ください。

なお、宿泊行事の実施において、学校は夜間の健康 状態を把握していないので、保護者に付添いをお願い いています

〇障害のあるお子様の入学等の御相談

お住まいの区市町村教育委員会へ御連絡ください。

東京都特別支援教育推進室

相談受付時間 午前9時から午後5時まで

受付日時 月曜日から金曜日 (祝祭日・年末年始(12/29~1/3)は除く。) 電話 03 (5228) 3433 ファクシミリ 03 (5228) 3459

ホームページ http://www.shugaku.metro.tokyo.jp/

イラスト協力 都立永福学園 小佐野 愛教諭

発行日 平成30年3月20日

発 行 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

所在地 〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎北側 39 階

資料3-2

安全かつ適切に医療的ケアを実施するために 都工特別支援学校における医療的ケア



医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が安全で安心して学校生活を 送ることができるよう、都立特別支援学校では保護者の皆様の御理解と御 協力を頂き、医療的ケアを安全かつ適切に実施しています。

平成30年 3月

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

AUTHRITE HOTERACTERATION

医療的ケアを必要とする児童・生徒は、学校で医 療的ケアを受けることにより、呼吸状態を含む健康 状態が保たれやすくなり、より快適な状態で学習に 参加できるようになります。

同時に、自分の健康状態や支援の必要性を伝える 機会が広がり、教員や学校介護職員、看護師などと の関係性がより深まるなどの効果も期待されます。

さらに、児童・生徒が自己の健康を理解して、よ り積極的に医療的ケアを受けようとする意欲の向上 など、自立心が芽生えてくることなどの教育的な効 果も考えられます。

医療的ケアを実施することで考えられる 教育的効果の例

- コミュニケーションの広がり
- (2)自分の優慶状態の理解の促進
- 自立に向けた意欲の向上

都立特別支援学校における医療的ケアとは?

都立特別支援学校では、経営栄養及びたんの吸引など日 常生活に必要とされる医療的な生活援助行為を「医療的ケ ア」としています。治療行為として医療機関で実施する医 行為とは区別しています。

医師が不在の学校においても児童・生徒が安心して学ぶ ことができるように、主治医の指示書や学校医、指導医の 助言に基づき、一人一人の医療的ケアを実施するための手 順鑑を作成します。

児童・生徒の安全を第一に考え、看護師や教員、学校介 護職員が必要な研修を重ね、保護者との連携の下、安全か つ適切に実施しています。

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危密を及ぼし、 又は危無を及ぼす恐れのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行って はからない

例: 臨時の薬液の注入

学技が実施する医療的ケア 特定行為 特定行為以外の、学校が実施して いる医行為 日腔内の密察吸引 - 嵐跡内の寒怒振引 名(海景、石戸の姿を収入 ・気管カニューレ内の密護吸引 **公司領別主義なその後の処置** 買ろう文は腸ろうによる経管栄養 経恩経管栄養

nonananananan

都立特別支援学校で医療的ケアが実施されるまで(新入学生の例)

nierana

〇体操学器

学

玄

O-GIR の参数器がらの情報

就学相談の器に、既在お子様に必要な。 医系的ケアや、これまで整合機関や毎 家庭で行っていた実際内容など、学校 生活に必要な医療的ケアの細要を伺 います。



医缩纳介罗の 創度の影明と申請

- **○医療的ケアの保護者会**
- 〇担任や看護師との相談
- の主治医に受診

各分校で医療のケアの制度について、実施申請 の手続き方法や、学校で契約できる医療的ケア の内容などを説明します。その後、保護者から 医療的ケアを申請します。保護者は、主治医に 学校生活における医療的ケアの指示器の作成を 你類します。

医療的ケアの準備

- O学校生活に慣れる、安定した登校
- 〇健康状態の把握、不識の傾向の把握
- O保護者から手技の引継ぎ
- 〇指導医の検診、指導医立会いの手技の研修

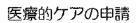
学校は、主治案からの指示書を基に、学校で実施できるかどうかを含め指 **巻医の助言を受け、実施の手順響を作成します。医療的ケア実施後に安全** に過ごせるように、一定期間保護者に付添いを依頼し、蓄護師や教儀、学 校職量が十分に健康観察をし、医療的ケアの手技をはじめ、お子様からの サインや健康状態の指標などを引き継ぎます。

国内的建物

- 〇学校と連続した日々の保護程振
- **の後撤納ケア薬施の報告**
- **○緊急時の連絡、送廻**
- の核外学習勝等の付款い

保護的は、健家庭での様子や実施した萎縮的ケアの内容など、第四 の下校時から当日の登校確までの様子を、学校に引き録ぎます。学 校は、学校で実施した西鎮的ケアの配線を推成し、保護者に包括し ます。農療収集の窓出など、学校で対応できない状況の知识、対策 いで引致りをお疑いします

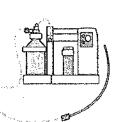
医療的ケアの開始に向けた準備期間



手順書の作成、研修









都立特別支援学校が萎縮する医師



遊放的ケアの影響・貧苦を含る遊儀、 据激素点、扩系数据数据处别数据页 在斑蝥机器等语面放入比较级、治療" 絶付別の発酵水系の資源と海澤以行

医原始

Take Salah

(0)

Æ

始

学校考めの物系・ジョウマの選組 學校图は、發展取納や約四位革活の 的复数异丙香味饱度等。 医囊胚切除 科など、様々な物質観点学教技だら 140.3865 CV 13.







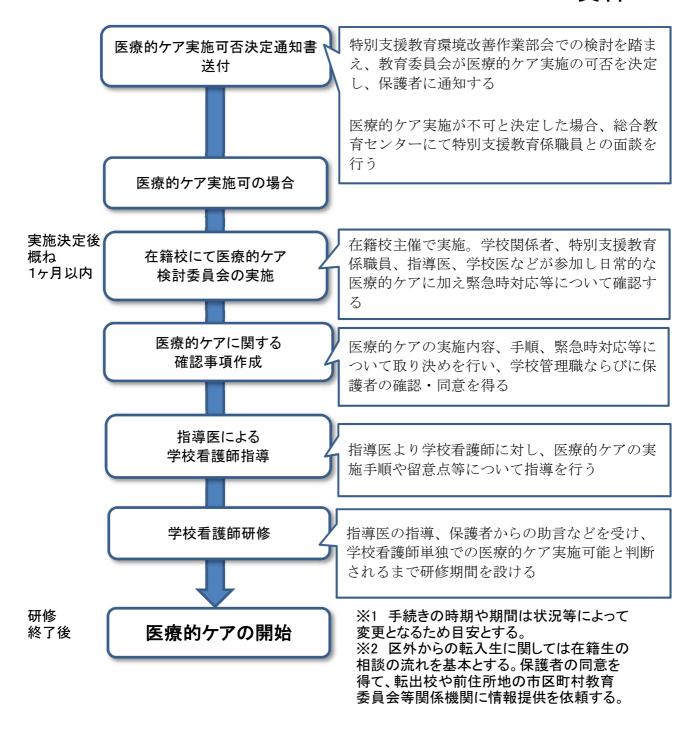
Ⅲ 医療的ケアの実施手続き1 新入生の流れ

年長進級後 医療的ケアが必要な児童・生徒 保護者から総合教育センターへ についての相談申し込み 電話で申し込む 電話申込後 医療的ケア実施申請書を提出 保護者より申請受付 特別支援教育係職員による 総合教育センターでの面接 保護者への聞き取り、学校看護師 による児童・生徒の観察を行う 面接終了後 就学予定校への情報提供 現在の在籍機関での医療的ケア実 就学予定校への訪問 施状況等を、特別支援教育係職員 在籍機関への訪問 が訪問し確認 ~11月中 主治医診察へ付添い、 特別支援教育係職員が診察 指示書を記入してもらう に付添い指示書を書いてもらう 主治医との調整は保護者に依頼 指導医による観察 指導医による児童・生徒の観察、 医療的ケアの実施内容等の確認 ~12月中 医療的ケア実施計画書作成 就学予定校での医療的ケアの実施 内容や手順等についてこれまでの 情報を基に計画書を作る 1月 医療的ケア判定審査会にて検討 医療的ケア実施の可否について 検討を行う

1月~ 医療的ケア実施可否決定通知書 医療的ケア判定審査会での検討を踏まえ、 教育委員会が医療的ケア実施の可否を決 定し、保護者に通知する 医療的ケア実施が不可と決定した場合、 総合教育センターにて特別支援教育係職 員との面談を行う 医療的ケア実施可の場合 3月 就学予定校主催で実施。学校関係者、特 就学予定校にて医療的ケア 別支援教育係職員、指導医、学校医など 検討委員会の実施 が参加し日常的な医療的ケアに加え緊急 時対応等について確認する 医療的ケアに関する 確認事項作成 医療的ケアの実施内容、手順、緊急時対 応等について取り決めを行い、学校管理 職ならびに保護者の確認・同意を得る 4月 入学 指導医より学校看護師に対し、医療的ケ アの実施手順や留意点等について指導を 指導医による 行う 学校看護師指導 状況により、入学前に開始する場合もあ 研修 終了後 指導医の指導、保護者からの助言などを 学校看護師研修 受け、学校看護師単独での医療的ケア実 施可能と判断されるまで研修期間を設け る 医療的ケアの開始

Ⅲ 医療的ケアの実施手続き2 在籍生の流れ

随時 医療的ケアが必要な児童・生徒に 保護者から総合教育センターへ ついての相談申し込み 電話で申し込む 電話申込後 医療的ケア実施申請書を提出 保護者より申請受付 特別支援教育係職員による 総合教育センターでの面接 保護者への聞き取り、学校看護師による 児童・生徒の観察を行う 面接終了後 在籍校への情報提供・訪問 特別支援教育係職員が在籍校を訪問し、 情報提供および環境等を確認する 面接終了後 主治医診察へ付添い、 特別支援教育係職員が診察 概ね 指示書を記入してもらう に付添い指示書を書いてもらう 1、2か月以内 主治医との調整は保護者に依頼 指導医による観察 指導医による児童・生徒の観察、 医療的ケアの実施内容等の確認 医療的ケア実施計画書作成 在籍校での医療的ケアの実施内容や手順 等についてこれまでの情報を基に計画書 を作る 医療的ケア判定審査会にて検討 医療的ケア実施の可否について 検討を行う



令和4年度副籍交流対象者一覧表①

(各年	度4	月1	Н	蚦	占)

地域指定校	特別支援学校名(在籍校名)	R元	R2	R3	R4
(小学校①)	村加又坂子仅石(仁相仅石)	人数	人数	人数	人数
1 本田小学校	水元特別支援学校	4	4	4	2
. 1443318	鹿本学園	1	1	1	1
3 葛飾小学校	水元特別支援学校	1	0	1	2
4 梅田小学校	水元特別支援学校	2	3	5	4
	水元特別支援学校	2	2	3	3
5 渋江小学校	鹿本学園	1	3	3	1
	水元小合学園	0	0	0	2
6 南綾瀬小学校	水元特別支援学校	4	3	3	1
0 用板板小子似	水元小合学園	0	1	1	1
	葛飾盲学校	2	2	1	0
7 上千葉小学校	水元特別支援学校	6	5	6	7
/ 工工条小子仪	水元小合学園	1	2	1	2
	大塚ろう学校	0	1	1	1
	水元特別支援学校	4	4	3	2
8 堀切小学校	水元小合学園	1	1	0	1
	葛飾ろう学校	2	2	1	1
0 = 1.44	水元特別支援学校	1	1	1	2
9 奥戸小学校	鹿本学園	0	1	1	1
10 1 77 1 24 1	水元特別支援学校	3	2	2	2
10 上平井小学校	鹿本学園	0	0	1	2
44 — I I W I I	水元特別支援学校	1	6	6	6
11 二上小学校	鹿本学園	0	2	0	0
	鹿本学園	2	2	1	1
12 小松南小学校	筑波大学附属聴覚特別支援学校	1	1	1	0
	水元特別支援学校	1	0	0	0
10 克孙小兴长	水元特別支援学校	3	3	2	4
13 高砂小学校	鹿本学園	0	1	1	0
	葛飾ろう学校	2	0	0	0
14 新宿小学校	水元特別支援学校	0	4	5	4
	葛飾盲学校	0	0	1	1
1 F /> + 1, 344+	水元特別支援学校	2	2	3	4
15 住吉小学校	水元小合学園	1	1	2	2
16 亀青小学校	水元特別支援学校	3	6	5	7
4 - 34 1 34 4	水元特別支援学校	2	3	4	4
17 道上小学校	水元小合学園	2	2	2	1
18 金町小学校	水元小合学園	2	3	3	1
•	水元特別支援学校	3	2	2	2
19 末広小学校	水元小合学園	1	1	1	1
	葛飾ろう学校	0	0	0	1
	水元特別支援学校	3	6	3	2
20 柴又小学校	葛飾ろう学校	0	1	1	0
	小計	64	84	82	79
	13.HI	0-1	0-7	02	, 5

т.	和4年及副籍父派对家有一	見少			
地域指定校 (小学校②)	特別支援学校名(在籍校名)	R元 人数	R2 人数	R3 人数	R4 人数
21 鎌倉小学校	鹿本学園	2	0	0	0
21 球启小子仪	水元特別支援学校	0	3	3	2
	水元特別支援学校	5	8	7	9
22 水元小学校	水元小合学園	2	1	2	2
	葛飾ろう学校	0	1	1	2
	葛飾盲学校	2	2	1	1
23 こすげ小学校	水元特別支援学校	2	2	4	3
23 こりり小子似	水元小合学園	1	1	1	1
	大塚ろう学校	1	0	0	0
25 本田小宗林	水元特別支援学校	1	1	0	2
25 半田小学校	水元小合学園	0	1	4	4
26 宝木塚小学校	水元特別支援学校	4	3	3	4
27 홈류쇼쓰셨	水元特別支援学校	8	8	7	6
27 青戸小学校	水元小合学園	3	3	3	3
28 清和小学校	水元特別支援学校	1	2	3	3
00 THULL ##	鹿本学園	1	1	1	0
29 木根川小学校	水元特別支援学校	1	1	3	0
	水元特別支援学校	0	1	1	0
31 中之台小学校	水元小合学園	1	1	1	1
	水元特別支援学校	2	1	2	2
32 綾南小学校	水元小合学園	1	1	0	0
	筑波大学附属聴覚特別支援学校	1	1	1	0
	水元特別支援学校	5	6	3	1
33 川端小学校	鹿本学園	1	1	1	1
	墨田特別支援学校	0	1	1	1
24 사짜 사쓰샤	水元特別支援学校	3	1	3	3
34 北野小学校	水元小合学園	2	2	3	4
	水元特別支援学校	2	3	5	5
35 白鳥小学校	水元小合学園	1	1	1	1
	葛飾ろう学校	0	0	0	1
ᅁᄼᄿᅡᅡᄼᄥᅜ	水元特別支援学校	3	3	3	0
37 松上小学校	鹿本学園	1	1	1	1
	葛飾ろう学校	1	1	1	0
20 平小举小兴林	水元特別支援学校	3	2	3	4
38 西小菅小学校	水元小合学園	1	1	1	0
	花畑学園	_	0	1	1
	葛飾ろう学校	1	1	1	1
39 柴原小学校	水元特別支援学校	2	3	3	3
	水元小合学園	1	1	1	1
40 4== : **	水元特別支援学校	6	7	7	5
40 中青戸小学校	水元小合学園	0	1	1	3
	小計	72	79	88	81
			. •	,	'

地域指定校 (小学校③)	特別支援学校名(在籍校名)	R元 人数	R2 人数	R3 人数	R4 人数
(3 3 1/20)	葛飾ろう学校	1	1	1	1
44 +	水元特別支援学校	2	2	3	2
41 南奥戸小学校	鹿本学園	1	0	1	0
	水元小合学園	0	0	0	1
42 市结场小学技	葛飾盲学校	3	1	1	0
43 東綾瀬小学校	水元特別支援学校	2	2	2	3
	水元特別支援学校	3	2	5	6
44 原田小学校	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	0	1	1	1
	水元小合学園	0	1	1	1
45 東柴又小学校	水元特別支援学校	0	0	1	3
	水元特別支援学校	4	3	5	4
46 飯塚小学校	水元小合学園	1	2	2	2
	葛飾ろう学校	0	0	0	1
	葛飾ろう学校	5	5	6	4
47 西亀有小学校	水元特別支援学校	1	2	1	2
	水元小合学園	1	1	2	2
48 花の木小学校	水元特別支援学校	1	1	3	4
	水元特別支援学校	1	0	0	0
50 上小松小学校	鹿本学園	1	1	1	0
	葛飾ろう学校	0	0	1	1
51 幸田小学校	水元小合学園	2	2	3	2
21 THUILD	水元特別支援学校	7	7	5	5
52 細田小学校	水元特別支援学校	2	3	3	4
	葛飾盲学校	0	0	0	1
53 東金町小学校	水元特別支援学校	3	4	2	3
55 米亚西尔宁林	水元小合学園	0	0	0	1
55 東水元小学校	水元小合学園	2	3	0	0
22 米水水水子水	水元特別支援学校	1	0	2	3
56 よつぎ小学校	水元特別支援学校	1	1	1	1
	小計	45	45	53	58
小学校(49校)	合計	181	208	223	218

令和4年度副籍交流対象者一覧表②

(各年度4月1日時点)

地域指定校	特別支援学校名(在籍校名)	R元	R2	R3	R4
(中学校)		人数	人数	人数	人数
1 本田中学校	水元特別支援学校	2	2	1	2
2 金町中学校	水元特別支援学校	1	3	2	2
- m.1111X	水元小合学園		0	_	0
	水元小合学園		0		2
3 水元中学校	水元特別支援学校	2	4	5	4
	葛飾ろう学校	0		0	0
	水元特別支援学校	0	1	1	1
4 新宿中学校	水元小合学園	0	1	1	1
4 初1日中于10	葛飾ろう学校	1	0	0	0
	葛飾盲学校	1	1	0	0
C 南三山尚林	水元特別支援学校	1	1	0	1
5 奥卢中子校	鹿本学園	3	1	1	0
6 綾瀬中学校	水元特別支援学校	0	2	2	2
0 核湖中子仪	葛飾盲学校	0	0	1	1
	水元特別支援学校	1	0	2	0
7 上平井中学校	葛飾盲学校	1	1	0	0
	鹿本学園	0	1	2	2
	水元特別支援学校	1	0	0	2
8 中川中学校	墨田特別支援学校	0	0	1	1
	水元小合学園	1 0 0 1 0 2 2 4 5 0 1 0 0 1 1 0 0 1 1 1 0 0 1 1 1 0 0 1 1 1 0 0 1 1 1 0 0 1 1 1 0 0 1 1 1 0 0 1 1 1 0 0 1 1 2 0 1 1 1 0 0 0 1 2 0 1 1 1 0 0 0 1 2 0 1 1 1 0 0 0 1 2 0 1 1 1 0 0 0 1 1 1 0 0 0 1 1 1 1	1		
9 桜道中学校	水元特別支援学校	3	4	4	5
3 按理中子仪	水元小合学園	0	1	1	1
10 堀切中学校	水元特別支援学校	2	2	1	4
10 堀切中子校	水元小合学園	0	2	3	3
11 双葉中学校	水元特別支援学校	0	1	0	2
II	葛飾ろう学校	1	1	0	0
10 十岁九尚拉	水元特別支援学校	2	3	1	1
12 大道中学校	水元小合学園	1	1	0	0
	小計	25	34	31	38

	630	([- IX-	7/J I L	1 50 74/
地域指定校	R元	R2	R3	R4	
(中学校)	特別支援学校名(在籍校名)	人数	人数	人数	人数
13 四ツ木中学校	水元特別支援学校	2	2	2	1
	水元小合学園	0	0	1	1
	水元特別支援学校	1	1	1	3
14 小松中学校	鹿本学園	4	5	3	2
	立川ろう学校	1	0	0	0
	水元特別支援学校	2	4	4	1
15 亀有中学校	葛飾盲学校	1	1	0	0
	水元小合学園	0	1	1	1
16 立石中学校	水元小合学園	2	3	3	2
10 五石甲子校	水元特別支援学校	1	0	0	3
17 类似古兴共	水元特別支援学校	2	3	4	6
17 常盤中学校	水元小合学園	1	0	0	1
10 1/124	水元特別支援学校	0	0	1	1
18 一之台中学校	葛飾ろう学校	1	1	1	1
19 青戸中学校	水元特別支援学校	4	4	5	6
19 月尸甲子仪	水元小合学園	0	0	0	1
	葛飾盲学校	0	1	2	3
20 青葉中学校	葛飾ろう学校	2	1	0	1
20 月呆中子仪	水元特別支援学校	4	5	5	5
	水元小合学園	0	0	1	1
21 高砂中学校	水元特別支援学校	0	1	2	2
22 東金町中学校	水元特別支援学校	1	1	1	
23 葛美中学校	水元特別支援学校	2	2	4	6
23 匈天中子似	水元小合学園	2	2	2	1
24 新小岩中学校	水元特別支援学校	1	1	1	1
27 利小石中子仪	鹿本学園	0	2	2	2
	小計	34	41	46	54
中学校(24校)	計	59	75	77	92

☆交流実績内訳件数(各年度末時点)

小/中	内訳	R元	R2	R3
小学校	直接交流	80	42	49
小子似	間接交流	36	86	84
合計		116	128	133
中学校	直接交流	4	4	12
中子似	間接交流	7	10	8
合計		11	14	20
総合計		127	142	153

特別支援学級の現状について

1 知的障害特別支援学級

(1) 現状

設置校は、小学校 9 校・中学校 7 校 (令和 4 年度から白鳥小学校を増設)

(2) 在籍児童・生徒数

【小学校】

(令和4年5月1日)

	1年	2 年	3 年	4年	5 年	6年	合計	学級数
亀青小	6	9	6	7	13	5	46	6
梅田小	1	7	6	8	8	4	34	5
水元小	9	5	5	1	8	5	33	5
二上小	7	3	5	6	4	5	30	4
柴又小	3	5	4	2	3	3	20	3
東金町小	1	4	5	5	2	1	18	3
こすげ小	1	2	4	6	4	0	17	3
奥戸小	5	4	3	2	1	2	17	2
白鳥小	2	2	1	3	1	1	10	2
合計	35	41	39	40	44	26	225	33

【中学校】

(令和4年5月1日)

	1年	2 年	3 年	3年 合計	
青戸中	6	11	14	31	4
四ツ木中	10	8	9	27	4
葛美中	7	10	8	25	4
綾瀬中	6	8	4	18	3
新宿中	4	5	8	17	3
上平井中	3	4	9	16	2
奥戸中	4	2	4	10	2
合計	40	48	56	144	22

(3) 今後について

入級児童数の増加傾向にある梅田小学校及び亀青小学校の、両校の区域をカバーする地域である白鳥小学校に、令和4年度知的障害特別支援学級を設置した。梅田小学校及び亀青小学校の学級に在籍する児童のうち、白鳥小学校の校区に居住している児童3名から転校希望を受け、白鳥小学校へ転校した。

令和4年度亀青小学校は、転学希望が増えたため1学級増設となった。 今後の児童数の推移を見ながら、適切な学級数での特別支援教育を推進していく。

2 自閉症・情緒障害特別支援学級

(1) 現狀

設置校は、小学校2校・中学校2校

(平成31年4月に高砂中学校、令和2年4月に高砂小学校に設置。令和4年4月から清和小学校、立石中学校に増設。)

(2) 在籍児童・生徒数(各年度4月1日時点)

【高砂小学校】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
令和2年度	-	0	1	0	3	1	5	1
令和3年度	-	0	0	1	1	3	5	1
令和4年度	-		1	1	2	1	5	1

【清和小学校】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
令和4年度	-	0	2	1	0	1	4	1

【高砂中学校】

- · · · · · · · -									
	1年	2年	3年	合計	学級数				
令和元年度	0	1	0	1	1				
令和2年度	2	3	1	6	1				
令和3年度	5	2	3	10	2				
令和4年度	4	5	2	11	2				

【立石中学校】

	1年	2年	3年	合計	学級数
令和4年度	3	0	0	3	1

(3) 転学(就学) 相談件数(各年度4月1日時点)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
小学校	16	5	22	21
中学校	15	10	14	11
合計	31	15	36	32

(4) 相談受付体制について

これまでの電話相談受付時には、診断の有無を必要としていなかったが、 期日までに診断書の提出ができず、書類判定で不適となるケースがあった。 そのため、令和4年度は、入級要件である「知的障害を伴わないこと」、「診 断を受けていること」等を確実に聞き取り、受付する形に変更した。

(5) 令和4年度のスケジュール

令和4年5月16日から31日 電話受付期間

7月28日 自閉症情緒障害特別支援学級教員研修

9月下旬から10月 入級相談会

(6) 今後について

児童・生徒の障害の特性を理解しどのように指導していくべきか、判断できる人材が求められる。

専門性の高い教員を確保するため、特別支援学級教員の公募人事や、特別 支援学校の教員との異校種期限付異動等の制度の活用を検討する。併せて、 教員への研修も充実させていく。

1 小学校の入室者数

令和4年5月1日時点

		,								年5月1日時点
	学校】	小1	小2	小3	小4	小5	小 6	総計	通常級児童数	
01_⊥	上平井小 -	6	5	13	20	9	18	71	1,816	3.91%
	10上平井小	1	4	4	5	2	1	17	307	5.54%
	11二上小	0	0	2	8	1	2	13	527	2.47%
	12小松南小	2	1	4	3	1	4	15	467	3.21%
	37松上小	3	0	3	4	5	11	26	515	5.05%
02_JI	川端小	4	6	18	12	12	18	70	1,117	6.27%
	01本田小	1	3	3	5	5	4	21	358	5.87%
	05渋江小	2	2	5	1	4	7	21	288	7.29%
	29木根川小	0	0	5	3	1	1	10	81	12.35%
	33川端小	1	1	5	3	2	6	18	390	4.62%
03_中	中青戸小	12	9	20	14	17	17	89	2,301	3.87%
	03葛飾小	2	1	2	1	5	5	16	307	5.21%
	04梅田小	4	2	0	6	1	2	15	419	3.58%
	27青戸小	1	3	5	3	5	5	22	722	3.05%
	28清和小	1	1	4	0	1	2	9	282	3.19%
	40中青戸小	4	2	9	4	5	3	27	571	4.73%
04 ⊊	[木塚小	9	10	19	13	16	6	73	1,890	3.86%
01_4	08堀切小	1	1	3	2	2	1	10	315	3.17%
	26宝木塚小	2	1	4	1	8	2	18	410	4.39%
	32綾南小	4	1	4	2	3	1	15	386	3.89%
	35白鳥小	1	4	2	6	3	2	18	456	3.89%
		1	3	6	2	0	0	18		
0E ≠	56よつぎ小								323	3.72%
U5_₽	阿綾瀬小 	10	16	18	8	10	11	73	1,745	4.18%
	06南綾瀬小	0	2	0	1	0	0	3	171	1.75%
	07上千葉小	3	4	8	2	5	5	27	707	3.82%
	23こすげ小	2	6	3	1	4	2	18	320	5.63%
	38西小菅小	1	1	5	2	0	2	11	264	4.17%
	43東綾瀬小	4	3	2	2	1	2	14	283	4.95%
06_世	5 亀有小	18	9	8	10	17	10	72	1,915	3.76%
	16亀青小	6	4	1	2	7	2	22	443	4.97%
	17道上小	5	3	0	4	3	1	16	606	2.64%
	31中之台小	2	0	5	2	3	4	16	376	4.26%
	47西亀有小	5	2	2	2	4	3	18	490	3.67%
07_韓	南奥戸小	9	14	14	17	20	9	83	1,795	4.62%
	09奥戸小	1	5	4	2	4	1	17	337	5.04%
	41南奥戸小	0	3	3	5	1	2	14	417	3.36%
	50上小松小	3	5	6	7	13	4	38	566	6.71%
	52細田小	5	1	1	3	2	2	14	475	2.95%
08_東	集又小	3	5	21	16	26	15	86	1,428	6.02%
	13高砂小	1	3	5	5	8	7	29	447	6.49%
	20柴又小	1	1	10	5	8	4	29	326	8.90%
	21鎌倉小	1	1	1	2	4	3	12	344	3.49%
	45東柴又小	0	0	5	4	6	1	16	311	5.14%
09 1	比野小	13	21	27	19	23	14	117	2,282	5.13%
00_1	14新宿小	1	4	5	4	4	5	23	286	8.04%
	15住吉小	2	4	8	2	6	3	25	476	5.25%
	18金町小	0	4	0	1	1	2	8	360	2.22%
		4	1	8	4	4	0	21		5.41%
	19末広小		5	4	7	6	2		388	
	34北野小	4	3		1			28	469	5.97%
10 -	39柴原小	2		2		2	2	12		3.96%
10_店	を表現する。 25 米田 か	7	11	27	19	21	22	107	2,069	5.17%
	25半田小	3	2	9	3	7	4	28	586	4.78%
	44原田小	2	2	9	7	8	9	37	435	8.51%
	48花の木小	0	3	5	7	2	9	26	613	4.24%
	53東金町小	2	4	4	2	4	0	16	435	3.68%
11_幸	田小	7	7	14	9	8	14	59	1,867	3.16%
	22水元小	2	1	5	4	3	6	21	575	3.65%
	46飯塚小	3	0	1	2	1	0	7	418	1.67%
	51幸田小	1	4	6	2	2	2	17	570	2.98%
	55東水元小	1	2	2	1	2	6	14	304	4.61%
	33果水儿小		- 1	_	- 1	- 1	- 1		304	7.01/

2 中学校の入室者数

令和4年5月1日時点

【中学校】	中1	中2	中3	総計	通常級生徒数	入室者の占める割合
201_堀切中	28	13	22	63	1,814	3.47%
101本田中	5	2	6	13	356	3.65%
108中川中	4	3	2	9	176	5.11%
110堀切中	2	4	3	9	262	3.44%
113四ツ木中	1	1	3	5	179	2.79%
116立石中	4	1	3	8	384	2.08%
119青戸中	12	2	5	19	457	4.16%
202_小松中	45	24	14	83	2,214	3.75%
105奥戸中	8	6	1	15	422	3.55%
107上平井中	11	1	3	15	461	3.25%
109桜道中	9	5	2	16	404	3.96%
114小松中	4	2	1	7	328	2.13%
121高砂中	5	4	7	16	243	6.58%
124新小岩中	8	6	0	14	356	3.93%
203_青葉中	23	23	9	55	1,899	2.90%
106綾瀬中	3	7	2	12	204	5.88%
111双葉中	2	2	2	6	194	3.09%
112大道中	2	3	0	5	399	1.25%
115亀有中	8	4	3	15	388	3.87%
118一之台中	4	5	1	10	257	3.89%
120青葉中	4	2	1	7	457	1.53%
204_常盤中	27	19	16	62	2,670	2.32%
102金町中	7	3	3	13	546	2.38%
103水元中	4	6	6	16	314	5.10%
104新宿中	3	3	2	8	415	1.93%
117常盤中	4	1	4	9	476	1.89%
122東金町中	5	2	1	8	340	2.35%
123葛美中	4	4	0	8	579	1.38%
総計	123	79	61	263	8,597	3.06%

特別支援教育に関する研修

1 巡回指導教員研修

(対象:拠点校巡回指導教員)

ねらい:在籍学級への適応における課題に焦点を絞った指導の充実に向け、各拠点校内におけるOJT及び拠点校間の情報共有・連携を深め、巡回指導教員の指導力・専門性の向上と区内小中学校の特別支援教育の推進を図る。

実施月日	内容	対象者数	受講実績
6月20日(月)	・東京都のガイドラインについて ・巡回指導教員の指導充実について ・児童生徒の特性に応じた指導について 〜実践事例の共有〜	30 人	27 人
12月20日(火)	・「発達障害当事者からみた特別支援教育」 ~子供たちに寄り添った指導・支援~	30 人	_

2 特別支援教育コーディネーター研修 (対象:特別支援教育コーディネーター)

ねらい: 学校の特別支援教育の推進に向け、校内委員会の企画・運営・協議が円滑にできるよう、学校に関わる専門家や医療、福祉、保健等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等、コーディネート力の向上を図る。

実施月日	研修内容・講師等	対象者数	受講実績
4月26日(火)	・令和4年度葛飾区の特別支援教育の取組について ・葛飾区版ガイドラインについて ・就学相談について ・自閉症、情緒障害特別支援学級相談会等の流れについて ・副籍について ・特別支援教育コーディネーターの役割について ・WISC-IVについて	76人	68人
9月12日(月)	・WISC-Ⅳの基礎、学校生活における活用方法	76人	

3 特別支援教室専門員研修

(対象:特別支援教室専門員)

ねらい: 行動観察等の記録・報告が、児童・生徒の実態把握や理解、指導改善につながるよう、情報共有・研修協議を行い、特別支援教室専門員としての資質向上を図る。

実施月日	内容	対象者数	受講実績
4月12日(火)	・葛飾区版ガイドラインについて ・特別支援教室専門員の役割について ・特別支援教室に関わる一年間の流れについて ・拠点校別情報交換	73 人	66 人
9月5日(月)	• 拠点校別情報交換	73 人	_

4 初任者研修·新規採用者研修·期限付任用教員任用時研修会

(対象:初任者研修・新規採用者・期限付任用教員)

ねらい: 初任教諭の段階で身に付けるべき特別支援教育に関わる基礎的・基本的な知識及 び指導力について育成を図る。

実施月日	内容	対象者数	受講実績
6月23日(木)	・特別支援教育の基礎的な理解	76 人	

5 特別支援教育基礎研修会

(対象:校内における特別支援教育の中心的な役割を担っている教諭・主任教諭)

ねらい:特別支援教育に関わる基礎的・基本的な知識及び指導力について育成を図る。

実施月日	内容	対象者数	受講実績
6月14日(火)	・児童・生徒の特性に応じた授業づくり 〜通常学級における指導支援の充実〜 ・発達障害の理解〜知能検査の活用と行動観察〜	74 人	67 人
10月6日(木)	・これからの特別支援教育について	74 人	_

6 特別支援学級教員研修 (令和4年度新設)

(対象:知的障害特別支援学級 教諭・主任教諭・主幹教諭)

ねらい: 特別支援学級の教員としての専門性の向上を図る。

実施月日	内容	対象校数	受講実績
10月14日(金)	・児童・生徒一人一人の発達の段階に応じた指導方法、 指導の形態及び教材・教具等の工夫について	16 校	

7 自閉症・情緒障害特別支援学級教員研修 (令和4年度新設)

(対象:自閉症・情調障害特別支援学級 教諭・主任教諭・主幹教諭)

ねらい: 自閉症・情調障害学級の教員としての専門性の向上を図る。

実施月日	内容	対象校数	受講実績
7月28日(木)	・児童生徒の特性に応じた指導~障害の特性の理解~	4 校	

特別支援教育推進委員会における各検討部会

令和4年度 葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会について

(葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱第5条の規定に基づく検討部会)

特別支援教育推進委員会

~本区における特別支援教育の推進~

随時開催

特別支援教育環境改善検討部会

- ●医療的ケアの今後の実施方針に ついて
- ○医療的ケアを含む合理的配慮の実施 に向けた人員配置基準の検討

定例開催

特別支援教育専門性向上検討部会

- ●「葛飾区版特別支援教室の運営ガ イドライン」の運用について
- ○巡回指導教員の研修について
- ○「ことばの教室」の今後の見通し

定例開催

自閉症・情緒障害教育検討部会

- ●特別支援学級の今後の見通しに ついて
- ○特別支援学級の受け入れ状況と環境整備 について

令和4年度 葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会の構成

随時開催

特別支援教育環境改善検討部会

• 都立特別支援学校長

- 医療機関関係者
- 都立特別支援学校副校長
- 葛飾区立小学校副校長
- 葛飾区立中学校副校長
- ·教育委員会事務局教育総務課 学校施設係長

<事務局>

教育委員会事務局 学校教育支援担当課長 指導室特別支援教育係長 定例開催

特別支援教育専門性向上検討部会

- 特別支援学級(知的障害)設置校の 葛飾区立小学校長 1人
- 特別支援学級(知的障害)設置校の葛飾区立中学校長 1人
- ・通級指導学級設置校の葛飾区立小学校 1人
- ・通級指導学級設置校の葛飾区立中学校長 1人
- 教育委員会事務局指導室長

<事務局>

教育委員会事務局 学校教育支援担当課長 指導室特別支援教育係長 定例開催

自閉症・情緒障害教育検討部会

特別支援教室拠点校の葛飾区立小学校長1人

特別支援教室拠点校の葛飾区立中学校長1人

- · 葛飾区立小学校長会代表 1人
- · 葛飾区立中学校長会代表 1人
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級設置 校の葛飾区立小学校長 2人以内
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級設置 校の葛飾区立中学校長 2人以内
- · 教育委員会事務局指導室長

<事務局>

教育委員会事務局 学校教育支援担当課長 指導室特別支援教育係長

特別支援教育推進委員会の年間予定

令和4年度 葛飾区特別支援教育推進委員会 年間予定

	推進委員会	特別支援教育 環境改善検討部会 (随時開催)	特別支援教育 専門性向上検討部会	自閉症・情緒障害教育 検討部会
4				
5				
6	第1回推進委員会(29 日午前) ○令和3年度特別支援教育事業の取組状況 ○特別支援教育に関する研修について 他			
7			第1回部会(25 日午前) ○組織・年間計画 ○検討・協議	第1回部会(25 日午前) ○組織・年間計画 ○検討・協議
8		第1回部会(予定) ○組織・年間計画 ○検討・協議		
9				
10			第2回部会(13日午前) ○進捗状況報告	第2回部会(13 日午前) ○進捗状況報告
11				
12			第3回部会(21日午前) ○進捗状況報告 ○令和4年度方向性	第3回部会(21日午前) ○進捗状況報告 ○令和4年度方向性
1	第2回推進委員会(下旬頃)○各部会報告○委員会決定他			
2				
3				

令和4年度 第1回 葛飾区特別支援教育推進委員会議事録(要旨)

開催日時

開催場所

- 葛飾区立総合教育センター大研修室 1

協議・報告事項

- (1) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会について
- (2) 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況
- (3)特別支援学級の現状について
- (4)特別支援教室の入室者数について
- (5)特別支援教室に関する研修について
- (6) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会及び年間予定について

出席委員(16名)

菅谷委員長、河村副委員長、早川委員、高澤委員、小林委員、水野委員、米谷委員、村上委員、村山委員、山岸委員、中安委員、川上委員、羽田委員、牧田氏(高橋(広)委員の代理)、大友氏(横山委員の代理)、木村氏(谷合委員の代理)

欠席委員(6名)

玉木委員、浅井委員、髙橋(龍)委員、大高委員、景山委員、橋本委員

配付資料

<u>資料 1</u> 令和 4 年度葛飾区特別支援教育推進委員会名簿

資料 2 葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱

資料3-1 令和3年度特別支援教育事業の取組状況

資料3-2 医療的ケアの実施手続き等について

資料3-3 副籍交流一覧表

資料4 特別支援学級の現状について

資料 5 小・中学校特別支援教室入室者数

資料 6 特別支援教育に関する研修

資料7 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会検討部会等

1 開会

<委員長> 開会のあいさつ

2 委員紹介

<事務局> 委員の紹介

3 議題

(1) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会について

<事務局>

- 事務局から資料2の本委員会設置要綱について確認。
- ・昨年度の推進委員会でご了解いただいた委員の選出基準等の見直しについて説明。
- ・検討部会の部会長は、部会員の中から委員長が指名することを報告。 意見・質問なし

(2) 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況について

<事務局>

- ・資料3の令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況について一括して説明。
- ・資料3-2、資料3-3について説明。

<委員長>

事務局から「(2) 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況」について説明があった。 ご質問や議題の中で詳しく聞いてみたい箇所があったら、挙手をお願いしたい。

意見・質問なし

<委員長>

ご意見をいただきやすくするため、事務局から、課題点などを示し、それに対し、ご意見など をいただくようにすると、発言がしやすいのではないか。

<事務局>

医療的ケアについて、関係機関と連携しながら取り組んでいる。総合教育センター(以下「センター」という。)以外でも会議体を設けて、推進していく予定がある。センターとしても医療的ケアをさらに充実させる方法を検討中。

また、副籍交流について、コロナ禍で受け入れの体制が整わない学校がある中で、直接交流に取り組む良い例を参考としながら、子どもたちがもっと直接的に関わることができるような取り組みを行っていくべきだと考えている。

<委員長>

事務局から、医療的ケア等のことを少し補足させていただいたが、現場を預かっている皆さんにとって、医療的ケア等に関してご意見・ご質問などがあれば、挙手をお願いしたい。

<委員>

- ・肢体不自由校と他の学校の違いとして、一点目は肢体不自由校の子どもに比べ、他の学校の子どもはより活動的なため、そういった子どもに安全に医療的ケアを実施しなければならないということである。二点目は、肢体不自由校は常勤の看護師がいるが、他の学校は非常勤看護師のみということである。非常勤看護師は1人だけで医療的ケアを実施することに不安感が強く、学校だけで安全な医療的ケアの実施を進めるのはかなり厳しい。学校を支援する体制として、センターと他の関係機関との役割を明らかにし、学校が相談しやすい体制を作ることが求められる。
- ・一番大きな課題は非常勤看護師の確保である。学校ホームページ、ハローワークなどに求人 を掲載しているが、コロナ禍もあり看護師不足が続いていた。現在収束しつつあるので、訪 問看護を含めいろいろな方策を模索している。こういった状況もあるため、学校看護師が安 心して働けるよう区としてバックアップをしてほしい。ただ、区教育委員会だけでは難しい と思うので、いろいろな関係機関を挙げて総合的な支援体制が必要だと思う。

<委員長>

事務局から医療的ケアの現状の動きについて説明をお願いする。

<事務局>

非常勤看護師の確保については、看護師自身の連携への不安や医療現場からのブランクから、 抵抗感があり断られることがあった。これは、他の福祉現場でも生じている課題。今後、区でも 体制を整備していきたい。

<委員長>

(委員に対し)都立の特別支援学校での実践例や提案があればお願いしたい。

<委員>

区で一人常勤の看護師を雇い、各学校の看護師のバックアップ体制を作るのも一案かと思う。 都は、都立学校教育部に常勤看護師が一名、肢体不自由校にも常勤看護師が一名おり、この方々 が地域の特別支援学校のサポートに入っている。

<委員>

- ・二点質問がある。一点目は、特別支援学校で訪問看護を受ける子は多いと思うが、訪問看護 の看護師(医療の職域にいる看護師)と学校内の保健師なり先生方との連携はどのような形 で行っているのか。
- ・二点目は、区では幼稚園及び小学校で4名の医療的ケア児が在籍しているとのことだが、その方々は訪問看護を受けているのか。学校看護師が見つからないという話があったが、家庭で利用しているサービスと学校との連携に活路を見出すことはできないのか。

<委員>

一点目にお答えする。医療的ケア児が通学に使う専用通学車両内に、訪問看護の方に乗車していただき、バス内で医療的ケアが実施できるようにしている。ケアの実施方法などについて、指導医の指示書通りに実施すること、学校の医療的ケアの状況、バスの状況など確認をしながら、保護者にも入っていただき、連携している。学校と訪問看護の直接の連携としては、(訪問看護は基本的に保護者との契約なので)保護者を通す場合がある。主には常勤看護師が手技に間違いないか確認をとっている。

<事務局>

二点目にお答えする。現在、学校に看護師を一日配置している。訪問看護は活用していない。 人材不足のため、保護者のお力添えをいただく場合があり、看護師が見つかるまでの対応に苦慮 している。今後どのような形が望ましいのか、保護者からの短期間のみの要望への対応など、個々 の状況に応じた訪問看護の活用について、体制を整えていきたい。

<委員>

医療的ケアではないが、資料 3-1 「4 知能検査、アイリスシート(学齢期版支援シート) 実績(2)アイリスシート交付数」についてお尋ねしたい。知能検査実施数や支援会議実施数に 比べ交付数が少ない印象がある。アイリスシートの活用から数年経つが、現場の中でアイリスシ ートがどのように活用されているのか。

<事務局>

アイリスシートは、幼少期からの特性や関係機関等を示すものである。担任や学校がそのことを理解して受け入れるのが大前提。学校では、個別の支援計画及び指導計画を新規に作成する。 作成にかかる学校の負担は重々承知しているが、担任が子どもの弱み、強みを把握しながら授業を行うために、これらを活用することが重要だと考えており、取組は進めていきたい。

<委員>

アイリスシートがその後の支援計画等につながるということであれば、子どもにとって大きなメリットだと思う。交付数が少ないことについてはどのように分析しているか。

<事務局>

交付数が増えていくことが望ましいが、大切なことは、学校が子どもの現在の状況を確認した うえで、それを個別の支援計画、指導計画にいかにつなげていくかであり、今後も区教育委員会 として指導していかなければならないと考えている。

<委員>

知能検査等の機会に、保護者にアイリスシートの紹介をしてもらえば交付数が増えるのではないか。

<委員長>

制度の周知が足りないために交付数が少ないということにならないよう、しっかりと声をかけていきたい。

(3)特別支援学級の現状について

<事務局>

資料4の「特別支援学級の現状について」資料のとおり説明。

(4)特別支援教室の入室者数について

<事務局>

資料5の「特別支援教室の入室者数について」説明。

<委員長>

事務局の説明に対し、「議題3 特別支援学級の現状について(資料4)」「議題4 特別支援教室の入室者数について(資料5)」から、ご質問があれば挙手をお願いしたい。

資料4については、特別支援学級および自閉症・情緒障害特別支援学級どちらも増設となった。 需給バランスがうまくいっていない面もある。人材の確保については、どのようなテーマでも課題になっている状況である。

<委員>

自閉症・情緒障害特別支援学級について質問したい。自閉症の子どもに対して、通常の授業で理解が進まない場合、理解しやすく不快を感じないスタイルで授業を行っているはず。彼らの障

害の中核であるコミュニケーションに関するプログラムは、どのような形で取り込んでいるか。

<事務局>

自立活動と呼ばれる指導については、知的特別支援学級の中でも教育課程に位置付けて行っており、自閉症・情緒障害特別支援学級も同様に行っている。

<委員>

保護者から、自閉症・情緒障害特別支援学級への転学について相談されたことがある。自閉症・情緒障害特別支援学級は、個々の子どもへ授業を行うスタイルであり、コミュニケーション指導まで行き届かないかもしれないと言われたと聞いていた。実際にどのように行っているかを聞きたかった。

<委員長>

ほかに質問などがあればお願いしたい。

<委員>

資料の自閉症・情緒障害特別支援学級の入級要件に、知的障害を伴わず、診断を受けていることとあるが、子どもの様子を見ていると、行動観察から本人の困り感が大切ではないか。また、保護者の要求・要望も大切だと考える。そういうことを第一優先に考えてもらえると、子どもの居場所が確保できるのではないか。子どもの力を発揮できる場所を見つけることができるのではないか。一概に診断を受けているかどうかで判断してしまうと、子どもや保護者の意見との齟齬が生まれる。入級要件で何を優先させるかをお示しいただけるとありがたい。

<事務局>

診断書を求める理由は、まず進路決定に関する問題がある。知的障害のある児童・生徒は、特別支援学級や特別支援学校に進学することができる。しかし、自閉症・情緒障害学級に入る児童・生徒は、知的な遅れを伴わないことが要件であるため、通常学級の児童・生徒と同じ入学試験を受けることになる。授業だけでなく、その後の進路に向けて、計画的に指導を行っていかなければならない。どのような診断を受けていて、どのような状況であるか、医師が関わって児童・生徒の障害特性を把握することが必要。授業内容も、その子に合わせて変わってくるので、診断内容を教員も含めて知っていく必要がある。

<委員>

その子にとって良い形になれば問題ないが、診断を受けたくない、障害として認定されたくないという保護者もいるので、今後課題になってくるのではないか。

<事務局>

それは、障害理解に関わることである。保護者によっては長い時間をかけて、子どもの障害の 状況を理解し受け入れていく。学校の見方と一致しない場合もある。その中で、学校がどのよう に支援するのかが大切。このことと、診断書を取らずに入級するというのは別問題であり、支援 体制は整えていきたい。

<委員>

診断書が必要であることは理解できた。その上で、(診断名を)伝える場面や伝える人など、環境に配慮する必要がある。一概に学校で教員が伝えるのは難しい。教育委員会やスクールカウンセラー、医療関係の方々と連携を取りながら伝えていくことを考えていきたい。

<委員長>

学校の現場からの声だと感じている。5人いれば5人がそれぞれ同じではない。一人ひとり違うという認識を持って進めていきたい。

次に、資料5の特別支援教室について、ご意見があればお願いしたい。

<副委員長>

特別支援教室を利用する保護者から、満足度などのアンケートを取る機会があるのか。アンケートを取っているのであれば、どのような声が上がっているのか。分かる範囲で教えてほしい。

<事務局>

特別支援教室の運営は学校の中で行っている。そのため、意見は学校の中で把握している。教育委員会でアンケートは行っていないが、利用して良かったという意見や、何年か続けていかないと効果が上がらないという意見があることは認識している。

<副委員長>

教室を利用した結果、どういう意見があったのか、各学校で把握するのはもちろんだが、教育委員会でもモニタリングを行って、次年度に生かしていくという PDCA サイクルを行っていくことが必要ではないか。

<委員長>

学校現場に任せるだけではないという助言をしっかり受け止めて、区教育委員会でもしっかり 実態を把握し、次年度に生かしていきたい。

<委員>

今年度より、デジタル版 MIM の活用がスタートするということだが、対象の児童・生徒の基準を知りたい。また、特別支援教室を利用する児童・生徒は、ADHD と ASD を合わせ持っている子が多い印象がある。読み書き障害(ディスレクシア)の子は、行動がおとなしく、基準から外れて優先順位が下がってしまい、通常学級に埋もれている印象がある。デジタル版 MIM は、今後、特別支援教室で効果が上がったら、通常学級にも導入していくことができれば、最も適したニーズの子に届くのではないか。

<事務局>

デジタル版 MIM は、現在、特別支援教室に通級している児童・生徒を対象としているが、葛飾区では、デジタル版以前のものは通常学級で実施していたため、通常学級の教員は MIM のことを理解している。今後は、小学校全校でデジタル版 MIM を活用する方向で進めていきたいと考えている。

<委員長>

活用を広げるという事務局からの話があったが、よろしいか。

<委員>

明るい未来であり、嬉しい。

<委員長>

デジタル版 MIM は、1人1台のタブレット端末が全国的に進んだことにより、スモールスタートの形で開始した。まずは全校にある特別支援教室で実施し、その後通常学級に広げていくという運用設計ができれば、次のステップに進めると思っている。

<委員>

校内の支援委員会で特別支援教室への入室を勧めて入室者数が増える場合もある。子どもの居場所をどのように作っていくか、支援委員会で検討しているが、巡回指導教員の人数の枠もあると思う。どのくらいが基準になるのか教えてほしい。今後、教員と入室する生徒の枠を考えるのに参考にしたい。

<事務局>

文科省が以前、通常学級で、発達障害の可能性のある子どもの割合を 6.5%程度と発表している。中学校の場合、進学に向け授業を抜ける時間があるのであれば通室を辞めたいという申し出があり、小学校程の入室者数になっていない傾向があった。しかし近年は、少しずつ中学校でも特別支援教室の利用者が増えている。先ほど副委員長からもご指摘があったとおり、半年ごとに経過を評価することが大切。入室者だけではなく、退室者も増やしていかないといけない。評価を行い、特別支援教室を退室できるまで、教員の質や指導の質を上げていく必要がある。指導効果を高めていくことが課題。教員の人数は、都が特別支援教室の入室数から決定するため、区の判断で増やしていくことはできない。現在勤務している教員の中で、どのように質を高めていくかが課題。

<委員長>

特別支援教室の在籍数12名で巡回指導教員1名という基準が決まっている。教員が増えないから入室を控えるという関係ではないことをご承知おきいただきたい。また、12名で1名が適切かどうかということに関しては別問題であることをご理解いただきたい。

(5) 特別支援教育に関する研修について

<事務局>

資料6「特別支援教育に関する研修について」を説明。

<委員長>

事務局の説明に対し、質問があればお願いしたい。

<委員>

現在、特別支援学級の教員で特別支援学校教諭免許の保有率はどれくらいか。

<事務局>

詳細な数は、今、手元の資料にないが、おおよそ2割の保有率となっている。

<委員>

・全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会で特別支援学校教諭免許の所有率を調べてお

- り、所有者は増えていると聞いているが、2割はかなり低いと思う。
- ・研修を実施したから専門性が身に付くではなく、まずはきちんと免許を取得し、それぞれの教 員が特別支援教育を学ばなければ、年1回ほどの研修を重ねても専門性の取得は難しいと思う。
- ・区としても免許の保有率をどう上げていくかを考えていかないといけないと思う。
- ・文部科学省ではコアカリキュラムを考えており、国としても新たな展開に向かう段階であるため、専門性は研修と併せて考えていなかいといけない。

<事務局>

今のような課題は区教育委員会でも認識しているところである。例えば放送大学等で講座を受講して免許状を取得するという動きを、教員に周知することが重要だと考えている。こういった情報を、事務局だけでなく、指導室を含めて周知していきたいと考えている。

<委員長>

・区でも(免許所有率の)課題をしっかりと認識をして進めさせていただく。

<委員>

- ・研修の内容に加えてほしいことをお伝えする。発達障害のある子どもは視覚的に様々な特性があるが、本校のコーディネーターが、保護者に視覚的に特性のある子どもがどのように見えているか(以下「見え方」という。)をアドバイスすることにより状況が改善することが多い。この技術や指導方法等を小中学校の先生方が理解し、保護者にアドバイスをすることで、子どもたちの状況の改善、教員のスキルアップ、保護者の信頼の向上が想定されるため、是非、この「見え方」の研修内容を少し膨らませていただきたい。
- ・本校としては、この「見え方」に関する研修会へのご相談に対していつでも支援させていただ きたい。

<事務局>

- ・今年度、発達障害の当事者の方からお話を伺い、教員の指導に生かしていくという研修を巡回 指導教員研修に入れさせていただいている。
- ・来年度に向けて、研修内容についてセンターで検討させていただき、よりよいものにしていきたいと思っている。その際は是非ご協力をお願いしたい。
- (6) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会及び年間予定について

<事務局>

・資料7の「令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会及び年間予定について」資料のとおり説明。

<委員長>

- ・資料7を確認していただいたが、検討部会のメンバー構成が変わることがある。
- ・事務局の説明に対し、質問があればお願いしたい。

意見・質問なし

4 その他

<委員長>

副委員長から全体を通して、ご意見をいただきたい。

<副委員長>

- ・要望を含めた感想をお伝えさせていただきたい。
- ・(要綱上)委員会の目的は「特別支援教育に係る取組事項の検証及び推進に向けた検討を行うため」と示されているが、資料や説明では実施内容のみで、その結果どうだったか、また、結果を踏まえて今年こういう計画を進めたいという課題と取組の説明が明確でない印象を受けた。課題を PDCA で次の課題につなげていくサイクルを積み重ねていくことが改善・充実につながっていくものだと認識している。次回の検討部会や推進委員会では、検討内容や、何を次の改善につなげたかといった経緯を含めて報告いただけるとありがたい。
- ・当事者目線に立った課題の検討が弱いように感じた。利用者、本人、関係者の意見を踏まえた 改善ということを常に認識して取り組んでほしいと思う。
- ・特別支援学校教員免許の保有率は微減傾向である一方、特別支援学級の数は増えており、当該 免許を持っていない教員を充てざるをえないというのが実態である。免許がなくても特別支援 教育に関する興味・関心のある層が広がっていくことはよいことであるものの、専門性の担保 という意味では非常に心許ない状況にある。専門性を担保していく一つの指標として、特別支

援免許の保有率を少しでも高めていくということが必要だと思う。

・10年以内に、全員に特別支援教育に係る経験をさせるという話や、教員免許更新講習が廃止になり、代替措置として研修の記録を作成してくという話も出ているため、そういったことも踏まえた研修を考えなければならないと思う。

5 閉会